

令和3年9月1日

佐渡市立小学校・中学校

# 新型コロナウイルス感染防止 ガイドライン

(改訂版)

佐渡市教育委員会

## 【目次】

- 1 ガイドラインの趣旨 . . . . . p 2
- 2 感染予防策の徹底 . . . . . p 3
- 3 感染者等が発生した場合の対応 . . . . . p 15
- 4 感染予防対策に配慮した教育活動について  
(未学習内容の確実な実施を含む) . . . . . p 26
- 5 振り返り . . . . . p 33
- 6 新型コロナウイルス感染拡大対策等に  
関する連絡先 . . . . . p 34
- 7 参考・引用文献等 . . . . . p 35

# 1 ガイドラインの趣旨

学校再開に当たり、各学校で徹底していただきたいこと、配慮していただきたいこと、留意していただきたいことなどの基本的な内容を示したのが、本ガイドラインです。

特に以下の2点を重点的に取り組んでください。

- 「新しい生活様式」を導入し、感染防止対策を継続する。
- 地域の感染状況を踏まえて教育活動を継続し、児童生徒の健やかな学びの場を保障する。

これらを学校の規模、実態に即して咀嚼し、学校なりの工夫を加え、学校なりのガイドラインをぜひ作成してください。

感染予防対策を万全にしつつ、感染状況に即した教育活動が円滑に進められるように、全教職員が一つになって取り組んでください。

そして、常に振り返りを行うと同時に改善を図って行ってください。

なお、本ガイドラインに関わる内容につきましては、今後の状況に応じて変更になる可能性があります。変更した場合は、その都度お知らせします。

## 2 感染予防策の徹底

### (1) 正しい理解に基づいた指導

- ・ 新型コロナウイルスを正しく理解し、感染者や濃厚接触者やその家族、医療従事者らに対し、偏見、差別につながる行為がないようにしなければいけません。

- ・ 感染症を予防するには、発生源を無くすこと、感染経路を遮断すること、

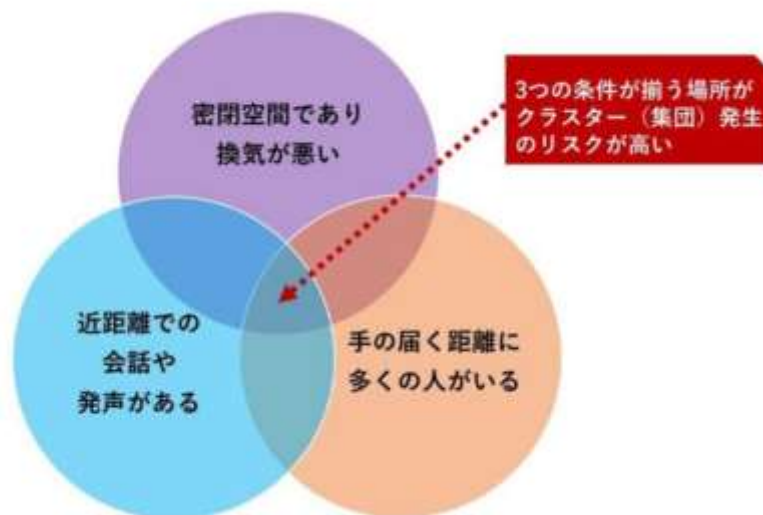
抵抗力を高めることです。正確な情報や科学的根拠に基づいた情報や行動を伝えるなどし、偏見や差別が生じないよう適切な指導をお願いします。

### (2) 3つの条件が同時に重なる場を徹底的に避けた指導

#### ① 集団感染が確認された場に共通する3つの条件

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が3月9日に示した見解によれば、これまで集団感染が確認された場に共通するのは、以下の3つの条件でありました。

- ・ 換気の悪い密閉空間であった
- ・ 多くの人々が密集していた
- ・ 近距離での会話や発声が行われた



※『新型コロナウイルス感染症対策専門家会議提言』（厚生労働省）から一部引用

## ② 集団感染のリスクへの対応

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が3月19日に『3つの条件が同時に重なる場』を避けるために以下の3点が重要であると提言しました。

- ア 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底
- イ 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮
- ウ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控えるなど

保健管理や環境衛生を良好に保つような取組を進めていくことが重要です。

※「新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団）発生のリスクが高い日常生活における場面についての考え方」（令和2年3月9日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）より

※「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年3月19日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）より

③ 参考資料（「新しい生活様式」の実践例:5月4日 厚生労働省）

## 「新しい生活様式」の実践例

### （１）一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

### 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

### （２）日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒  咳エチケットの徹底  こまめに換気
- 身体的距離の確保  「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



### （３）日常生活の各場面別の生活様式

#### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

#### 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離がオンライン

#### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

#### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

#### 冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

### （４）働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務  時差通勤でゆったりと  オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン  名刺交換はオンライン  対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

### (3) 学校における感染症対策

#### ① 健康観察

- ・ 毎朝、登校前に「検温」及び「風邪症状やお子さんの様子の把握」を行うこと、同居のご家族にも体調確認に取り組んでいただき、何か変わったことがあれば学校へ伝えていただくことを保護者に依頼してください。同居者が帰国者・接触者相談センターに相談しているなど、新型コロナウイルスの感染が疑われる場合は、児童生徒は出席停止としてください。(疑いがなくなり次第登校)
- ・ 児童生徒に、毎日、健康観察表を学校に持参するなど、各学校が実態に応じた把握の方法を工夫し、学級担任等が児童生徒の健康状態を確認してください。

#### 【例】 健康観察表

月/日	曜日	体温（平熱 度 分）		症状がある場合は○を付ける					備考
		朝	夜	のどの痛み	咳	だるさ	息苦しい	その他	
		度 分	度 分						
		度 分	度 分						
		度 分	度 分						
		度 分	度 分						

※令和2年3月27日付「新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）」  
（新潟県保健体育課より）

- ・ 発熱や風邪の症状（咳・のどの痛み・だるさ・息苦しい等）がある場合は、かかりつけの医療機関や「新潟県新型コロナ受診相談センター」に連絡し、早めに受診等を行うよう、保護者に周知してください。
- ・ 登校前に検温できなかった児童生徒については、学校での検温及び風邪症状や児童生徒等の様子を確認してください。
- ・ 授業毎に児童生徒等の様子を観察し、健康状態の把握を行ってください。
- ・ 発熱や風邪の症状（咳、のどの痛み、だるさ、息苦しい等）がある場合は、保護者に連絡し早退させるとともに、かかりつけの医療機関や「新潟県新型コロナ受診相談センター」に連絡し、早めに受診等を行うよう連絡ください。
- ・ 配布された抗原簡易キットは、教職員が使用することを基本的に想定しています。また、児童生徒が登校後に体調不良をきたした場合は、保護者に連絡の上、すみやかに帰宅させ、医療機関を受診させることが原則です。キットの使用は、すぐに帰宅することが困難な場合や直ちに医療機関を受診できない場合等における補完的な対応であることをご留意ください。

- 以下のいずれかに該当する場合は、かかりつけの医療機関か、または「新潟県新型コロナ受診相談センター」や「佐渡地域振興局健康福祉環境部地域保健課(佐渡保健所)」へ相談するよう助言してください。

●発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

(強い症状と思う方や基礎疾患がある方は、すぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない場合も同じです。)

●強いだるさ、息苦しさ、高熱などの強い症状がある場合

【一般相談窓口】

「新潟県新型コロナ受診相談センター」

025-256-8275 24時間受付

「佐渡地域振興局健康福祉環境部地域保健課(佐渡保健所)」

74-3403 夜間 74-3312

- 児童生徒を含む学校関係者で、感染者が出た場合、あるいは濃厚接触者が出た場合は、佐渡市教育委員会学事指導係へ報告をしてください。

② 基本的な感染症対策の徹底

- 咳エチケットについて指導し、徹底します。
- 正しい手洗いの仕方を指導します。学校での登校時、給食の前後、外から教室に入る時、トイレの後といった機会でのこまめな手洗いを徹底します。
- 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導します。

③ 教室、職員室等の換気の徹底

- 常時換気していることが望ましいです。窓、出入り口の扉を2か所以上開け(吸気と排気)、空気の流れを作ります。(窓と欄間を開け、出入り口は開けたままにするなど)
- 気温が低い場合は、暖房や衣類(防寒具等)により調節します。冬季においても気候上可能な限り、常時換気に努め、難しい場合には少なくとも休み時間ごとに、窓を全開にします。

また、室温が下がりすぎないように、空き教室等の人のいない部屋の窓を開けて新鮮な空気を取り入れること(二段階換気)も、気温変化を抑えるのに有効です。

気温が高い場合は、扇風機やエアコンにより調節します。エアコン



使用時においても換気は必要です。

- ・ 1時間に1回は、窓や出入り口を広く開け換気をします。
- ・ 換気扇のある場合は、常時使用してください。

#### ④ 児童生徒同士の距離の確保

- ・ 座席間を離して配置し、できるだけ児童生徒同士の距離を離すよう配慮してください。
- ・ 近距離での会話や発声等が必要な場面では、飛沫を飛ばさないよう原則マスクを着用させてください。  
しかし、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮をした上で、マスクを外すよう対応してください。登下校時のマスクの着用については、令和3年6月21日付佐教学319号「熱中症予防に係る登下校時のマスクの着用について（通知）」を参考にしてください。（別紙1）

#### ⑤ 校内の清掃・消毒

- ・ 教室やトイレ等の場所で、多くの児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ、蛇口等）は、1日1回、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清拭してください。なお、児童生徒等の手洗いが適切に行われている場合には、これらの作業を省略することも可能です。
- ・ 床は、特別な消毒作業は必要ありません。
- ・ 机、椅子について、特別な消毒作業は必要ありませんが、清掃活動の中で家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を、発達段階に応じて児童生徒の作業として行ってもよいです。
- ・ トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はありません。
- ・ 感染者が発生した場合を除けば、上記の対応でよいですが、消毒作業を実施する場合は、極力、教員ではなく、スクール・サポート・スタッフや業務委託等による支援を得て、教員の負担軽減を図るようにします。

#### ⑥ 教具や用具の使用

- ・ できる限り、教具や用具の共有は避けるようにしてください。

- ・ 共有教具や用具を使用する前後は必ず手を洗わせてください。
- ・ 共有道具の使用前に、全員しっかり手洗いがされていた場合は、使用後の消毒液による共有教具の清拭を省いて構いません。

### ⑦ スクールバスの換気等の徹底

- ・ スクールバス運行中の着席位置等は、不要な接触はしないよう指導します。
- ・ 必ずマスクを着用し、車内での会話は控えるように指導します。
- ・ 天候などを考慮しながら、常時換気（例えば左右の窓を1つずつ交互に開放するなど）を心掛けます。
- ・ スクールバスの運行前（または運行後）は、消毒液で清拭を行います。

### ⑧ 活動時の留意事項

#### 【清掃時】

- ・ すべての窓を大きく開けて清掃します。
- ・ 不要な接触を避けるようにします。
- ・ 終了後は必ず石けんで手を洗わせます。
- ・ 清掃の仕方や回数は、学校の事情により工夫してください。

#### 【登下校時】

- ・ 不要な接触はしないよう指導します。
- ・ 原則マスクを着用します。しかし、夏場に関しては熱中症を避けるため、前の人と1m以上の間隔をとり、マスクを着用しないようにします。夏場は帽子や日よけの傘などをしたり、長く歩く場合は水分補給の休憩をとったりするなど指導します。  
登下校時のマスクの着用については、令和3年6月21日付佐教学319号「熱中症予防に係る登下校時のマスクの着用について（通知）」を参考にしてください。（別紙1）
- ・ 玄関口に児童生徒がとどまらず、すみやかに教室へ行く（または下校する）よう指導します。
- ・ 下校時に児童生徒等が玄関に密集しないよう、分散して下校するなどの配慮をしてください。

### 【給食時】

- ・ 給食当番は配膳前の手洗いを徹底させます。
- ・ 配膳や片付けで並ぶ際は十分な間隔を空けます。また、グループに分けて配膳する等、多人数で並ぶことがないよう配慮してください。
- ・ 教室で食べている学校は、机を向かい合わせにすることはせず、全員が黒板の方を向いて食べさせてください。また、教室内の換気を適宜行います。
- ・ ランチルームで食べている学校は、ランチルームに入る前の手洗いを徹底させてください。また、換気を適宜行います。ランチルームのスペースに余裕を持たせるため、次のような対応も可能です。  
(例) ランチルームに近い教室等も利用し、人数を分散させて向かい合わせを避けるなど。

## (4) 教職員の感染症対策

### ① 教職員各自で行う予防・発生時対策

- ・ 出勤前の検温や石けんによる手洗いを徹底します。
- ・ 発熱や風邪の症状（咳・のどの痛み・だるさ・息苦しい等）があれば出勤しないようにします。（出勤困難休暇、または私傷病休暇）  
教職員が出勤後に体調の変調をきたした場合は、すみやかに帰宅させ、医療機関を受診するよう促すことが原則です。配布された抗原簡易キットの使用は、直ちには医療機関を受診できない場合等における補完的な対応であることをご留意ください。
- ・ 勤務中は、授業中でも職員室でも、できる限りの範囲でマスクを着用します。
- ・ 職場以外においても、新しい生活様式に即して感染の予防に努めてください。
- ・ 感染者の発生動向をニュースや新聞やホームページ等でチェックし、どのような範囲で発生しているか情報を把握して行動してください。
- ・ 学校で感染者が発生した場合に備え、自身の行動歴や接した人に関してメモをしておくなど、質問をされた時に答えられるようにしておいてください。

## ② 職場全体で行う対策

- ・ 声を掛け合い、全教職員で換気を徹底してください。
- ・ 教室では教員と児童生徒、児童生徒間の机の距離をなるべく離してください。
- ・ 会議等の中止や短縮、業務場所の分散などを工夫して取り組みます。
- ・ 会議や打ち合わせを行う場合でも、集団発生のリスクが高まる条件(密閉空間で換気が悪い、近距離での会話や発生がある、手の届く距離に多くの人がいる)を満たさない場を準備して行います。
- ・ 健康観察(検温や症状)により、出勤することが望ましくない教職員が無理に出勤しないように、互いに啓発に努めてください。

## (5) 出席停止

### ① 出席停止の場合

以下の場合において出席停止とします。

#### ①児童生徒の感染が判明した場合

(治癒し、医師または保健所の許可が出るまで)

- ②児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合(感染者と最後に接触した日から2週間等、保健所の指示による期間。)
- ③児童生徒等に発熱等の風邪の症状が見られる場合(受診した場合は医師または保健所の許可が出るまで。受診無しは、すべての症状が消失した翌日から無症状で2日間経過するまで)
- ④同居者に感染の疑いがある場合(同居者の疑いがなくなるまで)

- ・ 「感染症診断通知書(治癒証明書)」等の提出について  
出席停止後に再登校する場合、医師による「感染症診断通知書」(治癒証明書)、またはこれに代わるものとして、「出席停止報告書」(登校連絡票)を使用し、必要事項を保護者が記入し、学校へ報告してください。
- ・ 発生報告について  
「新型コロナウイルス感染症発生報告」は、感染が確認された児童生徒等及び濃厚接触者に特定された児童生徒等について情報を得た際は、佐渡市教育委員会学事指導係へ連絡ください。

※これらの措置は、新型コロナウイルスへの対応として実施するものであり、その他の感染症については従来通りとします。

② 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒以下について、保護者と密接に連携し、登校の判断としてください。

- ・ 医療的ケアを必要とする児童生徒等については、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医や医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をします。
- ・ 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、登校の判断をします。

上記による出欠の扱いは、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱い、指導要録上は「出席停止・忌引等日数」として記録します。

(6) 感染した場合、濃厚接触者に特定された場合

① 対応等

内容	対応	臨時休業等
児童生徒が感染した場合	当該児童生徒は「出席停止」(治癒するまで)	保健所等と協議し、「対象の範囲」「期間」について判断する。
教職員が感染した場合	当該教職員は「職専免」福利課へ報告(指定の報告書)	同上
児童生徒や教職員が濃厚接触者に特定された場合	当該児童生徒は2週間「出席停止」 当該教職員は2週間「出勤困難休暇」	同上

## ② 濃厚接触者等の候補の考え方

濃厚接触者等の候補に入る者として、例えば以下の場合が考えられます。

### 【学校での参考例】

- ・ 換気していない教室や教務室で長時間一緒に過ごした。
  - ・ 適切な感染防護なしに、けがの手当てをするなど、接触をした。
  - ・ 教務室や教室の座席が、感染者の両隣、前後、対面、斜め前後の席に位置していた。
  - ・ 手で触れることができる近い距離（目安として1 m）で、必要な感染予防策なしに、会話をした など。
- ※ 特別教室等での活動も含む。

※ 文部科学省では、濃厚接触者特定等のための調査は、通常保健所が行うが、緊急事態宣言対象地域などで保健所の業務が逼迫している場合は、学校や教育委員会等が濃厚接触者やその周辺の検査対象者となる者の特定のためのリスト作成に協力しなければいけないことがある、としています。

（令和3年8月27日付文部科学省事務連絡「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」より）

この場合、次のように濃厚接触者の候補について設定しています。

### <濃厚接触者等の候補の考え方>

校内の濃厚接触者等の候補の範囲は、感染者の感染可能期間（発症2日前（無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）から退院又は療養解除の基準を満たすまでの期間）のうち当該感染者が入院、宿泊療養または自宅療養を開始するまでの期間において、以下の①又は②のいずれかに該当する児童生徒及び教職員とします。

## ① 濃厚接触者の候補

- ・感染者と同居（寮等において感染者と同室の場合を含む）又は長時間の接触があった者。
- ・適切な感染防護なしに感染者を介護していた者。
- ・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性の高い者。（1 m以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある。）
- ・手で触れることの出来る距離（目安として1 m）で、必要な感染予防策なし（※）で、感染者と15分以上接触のあった者。（例えば、感染者と会話していた者）

※ 必要な感染予防策については、マスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態ではなかったかについても確認する。

## ② 濃厚接触者周辺の検査対象となる者の候補

- ・感染者からの物理的な距離が近い、又は物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者。（感染者と同一の学級の児童生徒等）
- ・大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者等。（感染者と同一の部活動に所属する児童生徒等）
- ・感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者等。（感染者と同一の寮で生活する児童生徒等）
- ・その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等

学校において上記①②の候補の速やかな特定が困難な場合は、判明した感染者が1人でも、感染状況によっては、原則として当該感染者が属する学級等の全ての者を検査対象の候補とすることが考えられる。

### 3 感染者・濃厚接触者が発生した場合の対応

#### (1) 基本姿勢

児童生徒及び教職員に感染及び濃厚接触者が判明した場合には、以下のように速やかに対応します。

#### ① 学校や保健所・学校医等、及び教育委員会との連携

- ・ 対応は、前例のない対応が必要となる場合が想定されます。よって、日ごろからの学校や学校医、及び教育委員会等の連携が重要です。そのため、適宜、情報共有を図ることが大切です。
- ・ 児童生徒及び教職員に感染及び濃厚接触者が判明した場合、学校内の消毒を始め、専門的な内容について助言を受けられるよう、連携を深め、それぞれの対応に漏れがないよう実施することが大切です。

#### ② 保護者への周知

- ・ 学校は、全保護者に対し、メール等により可及的速やかに、当該校にて感染者が出た旨、留意事項、問い合わせ先等を周知します。感染拡大防止にむけ、学校全体の臨時休業等となることを連絡します。併せて学年・学級休業となる場合は、当該児童生徒の在籍する学年・学級、担任・担当している教職員の学年・学級の保護者に対し、その旨を連絡します。

#### ③ 感染拡大防止に向けた情報収集

- ・ 保健所から、学校に対して、濃厚接触者を特定するための積極的疫学調査に係る情報提供を求められることがあります。感染拡大防止に向け、積極的な協力をお願いします。
- ・ 想定される照会事項は、過去2週間の学校内でのり患者の活動・行動歴、他の児童生徒や教職員との接触の状況等となるので、できるだけ早い時機に情報収集を行い始めるようお願いします。
- ・ 今後の感染拡大の兆候を早い段階で捕捉し、出席停止や臨時休業の措置を積極的に講ずる必要があることから、臨時休業を措置した学級等の児童生徒や教職員に定期的な聞き取り調査を行うだけでなく、学校全体の児童生徒の健康状態の把握にも積極的に取り組みます。



#### ④ 学校内の消毒対応

- 学校は、当該児童生徒・教職員等の接触（可能性を含む）箇所を、消毒用エタノールまたは次亜塩素酸ナトリウム（薄めた漂白剤）等を用いて清拭する等、消毒します。
- どこを、どのように消毒するか等、専門的な内容については、感染症の発生報告にあわせて、保健所と連携していきます。

### （２）臨時休業に係る広報周知

#### ① 学校から保護者等への周知・依頼

- 教育委員会が臨時休業を決定した場合、学校は保護者へ学校ホームページや、各種媒体を活用して可及的速やかに臨時休業する旨とその期間を通知します。

（保護者宛て通知文例等は次ページ以降参照）

- 臨時休業を公表することにより、個人が特定されるおそれがある等、個人情報保護や人権の観点から公益を欠く場合は、必ず教育委員会に事前に相談します。
- 臨時休業の通知にあわせて、適宜、保護者に対して、児童生徒の健康観察を依頼するとともに、臨時休業期間中も、学校から定期的に児童生徒の状態把握に努める等、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めます。
- あわせて、臨時休業期間中の生活指導や学習面を指導します。

#### ② 報道発表・広報周知

- 報道への発表や広報による周知について、学校と教育委員会、及び佐渡市や関係機関と協議した上で、公表する内容（学校名、学年・学級名、教職員の年代など）の範囲を決めます。
- なお、個人が特定されるおそれがある等、個人情報保護や人権の観点から公益を欠く場合は、公表しないことがあります。

## 【保護者向け用 例文①】

□児童生徒がり患した場合、濃厚接触者が複数名判明した場合の当該学級・学年保護者用

令和 年 月 日

○年○組（○年） 保護者様

佐渡市教育委員会  
佐渡市立○○学校  
校長 ○○ ○○

### 新型コロナウイルス感染症にかかる対応について

この度、本学級（学年）の児童（生徒）が新型コロナウイルス感染症にり患したことが（新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者複数名が発生したことが）、判明いたしました。

これを受けまして、今後、状況を把握し、佐渡市教育委員会並びに保健所と連携し、感染拡大防止を下記のとおり行います。

つきましては、下記の内容についてご留意いただきますようお願いいたします。

（なお、現時点では○年○組（○年）において、他に発熱等のかぜ症状は見られません。）

### 記

#### 1 ○年○組（○年）の学級（学年）閉鎖

令和○年○月○日（ ）から令和○年○月○日（ ）まで

原則2週間とします。

なお、学校の臨時休業は、以下のとおりとします。

令和○年○月○日（ ）から令和○年○月○日（ ）まで（当分の間、※保健所等と協議した期間まで）

#### 2 お願い

（1）引き続き、ご家庭でお子様の健康観察を行い、発熱等のかぜの症状がある場合は、学校と「佐渡地域振興局福祉環境部地域保健課（佐渡保健所）【電話 74-3403 夜間 74-3312】」へご連絡ください。

（2）うわさ等、風評被害が生じないように、冷静な対応をお願いいたします。

#### 3 その他

ご不明な点がございましたら、下記へ連絡いただきますようお願いいたします。

佐渡市立○○学校 担当者 ○○ ○○ 電話番号0259－
------------------------------------

## 【保護者向け用 例文②】

(児童生徒・教職員等がり患した場合、濃厚接触者が複数名判明した場合・全保護者用)

令和 年 月 日

保護者様

佐渡市教育委員会  
佐渡市立〇〇学校  
校長 〇〇 〇〇

### 新型コロナウイルス感染症にかかる対応について

この度、本校の児童（生徒、教職員）が新型コロナウイルス感染症にり患したことが（新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者複数名が発生したことが）、判明いたしました。

これを受けまして、今後、状況を把握し、佐渡市教育委員会、保健所と連携し、感染拡大防止を図り、下記のとおり行います。

つきましては、下記についてご留意いただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 学校の臨時休業

令和〇年〇月〇日（ ）から令和〇年〇月〇日（ ）まで（当分の間、※保健所等と協議した期間まで）

#### 2 関係する学級（学年）閉鎖 〇年〇組（〇年）

令和〇年〇月〇日（ ）から令和〇年〇月〇日（ ）まで  
原則2週間とします。

#### 3 お願い

- (1) 引き続き、ご家庭でお子様の健康観察を行い、発熱等のかぜの症状がある場合は、学校と「佐渡地域振興局福祉環境部地域保健課(佐渡保健所)（【電話 74 - 3403 夜間 74-3312 】）」へご連絡ください。
- (2) 上記の学校の臨時休業の期間は「学校臨時預かり」は実施しません。
- (3) うわさ等、風評被害が生じないよう、冷静な対応をお願いいたします。

#### 4 その他

ご不明な点がございましたら、下記へご連絡いただきますようお願いいたします。

佐渡市立〇〇学校 担当者 〇〇 〇〇 電話番号 0 2 5 9 -      -
--

### (3) 臨時休業の措置について

教育委員会は、国や県からの臨時休業の要請等があった場合や学校からの児童生徒や教職員の「感染」「濃厚接触者」に関する報告があった場合、保健所や学校医等と連携し、臨時休業を決定します。

#### ① 国や県から要請等があった場合

- ・ 関係機関と協議し、「臨時休業」の実施の「有無」を決めます。また、臨時休業を実施する場合は、期間を決めます。なお、臨時休業の対象の範囲は、市内の全ての小学校と中学校になります。
- ・ 「臨時学校預かり」は実施します。

#### ② 佐渡市内で感染者又は濃厚接触者（以下、感染等）が発生した場合 保健所等と協議し、以下を決めていきます。

##### ア 学校（児童生徒・教職員）で感染等が発生した場合

(ア) 児童生徒・教職員の「感染等が報告された時点」における「措置内容」

※ 濃厚接触者の発生とは、保健所の指定を待たずに、該当児童生徒・教職員の同居家族の誰かの陽性が判明した時点とします。

感染等が報告された時点	措置内容
【報告時点①】 朝の学校の始業時刻前までに 報告された場合	・ 児童生徒の登校を行わず 学校休業の措置を取る。
【報告時点②】 始業時刻から終業時刻までの 間に報告された場合	・ 報告された時点で、保護者 へ連絡し、児童生徒の安全 に配慮し、速やかに下校措 置を講ずる。
【報告時点③】 終業時刻以降	・ 翌日を臨時休業とし、期間 は保健所等と協議して決め る。
【報告時点④】 学校の休業日	・ 翌登校日については、臨時 休業も含め、保健所等と協 議して決める。休業中の活 動（部活動等）は中止とす る。

(イ) 児童生徒・教職員に感染等が判明した場合の臨時休業の「対象」「期間」

対 象	期 間
①当該学年・学級、教職員が担任・教科担当している学級等	・保健所等と協議し、臨時休業とは別に学年・学級閉鎖の実施の有無や期間を決める。
②学校全体	・臨時休業等とし、期間は保健所等と協議して決める。 ・再開は、関係者のPCR検査の結果や消毒の状況、及び感染経路等の確認等により、保健所や学校医等と連携して決定する。

(ウ) 当該校以外の学校の臨時休業 「対象の範囲」「期間」

対象の範囲	期 間
<p>保健所等と協議し、以下の「対象の範囲」から決める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定する学校</li> <li>・ 単一中学校区</li> <li>・ 複数中学校区</li> <li>・ 市内全ての小学校、中学校</li> </ul> <p>※状況により、範囲を途中で変更する可能性あり。</p>	・保健所等と協議し、臨時休業校の実施の有無を協議し、実施の場合は「対象の範囲」「期間」を決める。

(エ) 「臨時学校預かり」の実施の有無

- ・ 感染等が発生した学校の「臨時学校預かり」は実施しません。

## イ 地域で感染等が発生した場合

### (ア) 感染経路が明確な場合

対象の範囲	期 間
<p>保健所等と臨時休業の有無を協議し、臨時休業をする場合は「対象の範囲」を決める。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 指定する学校</li><li>・ 単一中学校区</li><li>・ 複数中学校区</li></ul> <p>※状況により、範囲を途中で変更する可能性あり。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 臨時休業とする場合は即時行う。</li></ul> <p>再開は、収束の状況等を見て判断する。</p>

### (イ) 感染経路が不明確な場合

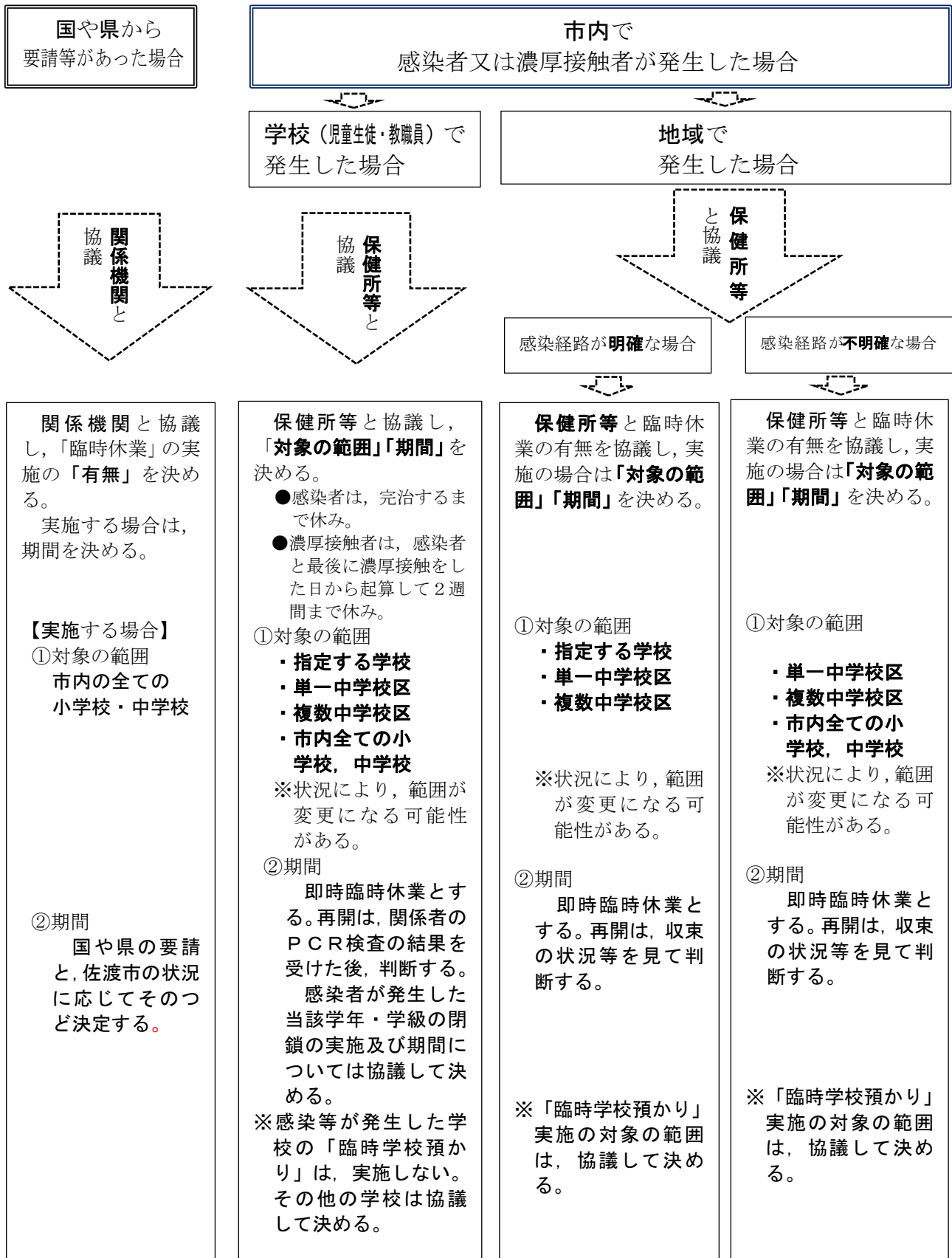
対象の範囲	期 間
<p>保健所等と臨時休業の有無を協議し、臨時休業をする場合は「対象の範囲」を決める。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 単一中学校区</li><li>・ 複数中学校区</li><li>・ 市内全ての小学校、中学校</li></ul> <p>※状況により、範囲を途中で変更する可能性あり。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 臨時休業とする場合は即時行う。</li></ul> <p>再開は、収束の状況等を見て判断する。</p>

### (ウ) 「臨時学校預かり」実施の「対象の範囲」

- ・ 地域で発生した場合は、「臨時学校預かり」実施の「対象の範囲」は、関係機関と協議して決める。

## (4) 臨時休業の実施の「有無」「対象の範囲」「期間」等のフロー図

※濃厚接触者の発生とは、保健所の指定を待たずに、該当児童生徒・教職員の同居家族の誰かの陽性が判明した時点とします。



(5) 学校（児童生徒及び教職員）で感染等が発生した場合の関係者及び関係機関の動き

① 当該児童生徒・教職員の動き

- ア 医療機関から診断結果の報告を受ける。
- イ（保護者や家族，当該教職員が）学校へ診断結果の報告をする。
- ウ 保健所や医療機関の指示に従う。
- エ 保健所からヒヤリングを受ける。
- オ 当該者は以下の対応とする。
  - 【感染者】 完治するまで休む。
  - 【濃厚接触者】 感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間まで休む。
- カ 再登校・再出勤の可否について保健所から指示を受ける。
- キ 連絡を受け，再登校・再出勤する。

② 学校の動き

- ア 保護者から診断結果の報告を受ける。
- イ 教育委員会へ診断結果を報告する。
- ウ 即時臨時休業とする。
  - ※ 臨時休業期間中は，「学校臨時預かり」は開催しない。
- エ 保健所のヒヤリングや学校への立ち入り調査に協力する。
- オ 保健所の指導により，臨時休業中に消毒を繰り返す。
  - ※ 対象範囲に指定された他の学校は，同様の対応をする。
- カ 臨時休業中，電話連絡等で，児童生徒へ適切な課題を与えると同時に生活の様子を把握する。
- キ 学校医等と学校再開に向け，連携をする。
- ク 教育委員会の指示により学校を再開する。
- ケ 保護者や家族，当該教職員から診断結果等の報告を受ける。その後，教育委員会へ報告する。
- コ 教育委員会の指示を当該者へ連絡する。



### ③ 医療機関

- ア 診断結果を報告する。
- イ 関係機関と学校再開を協議する。

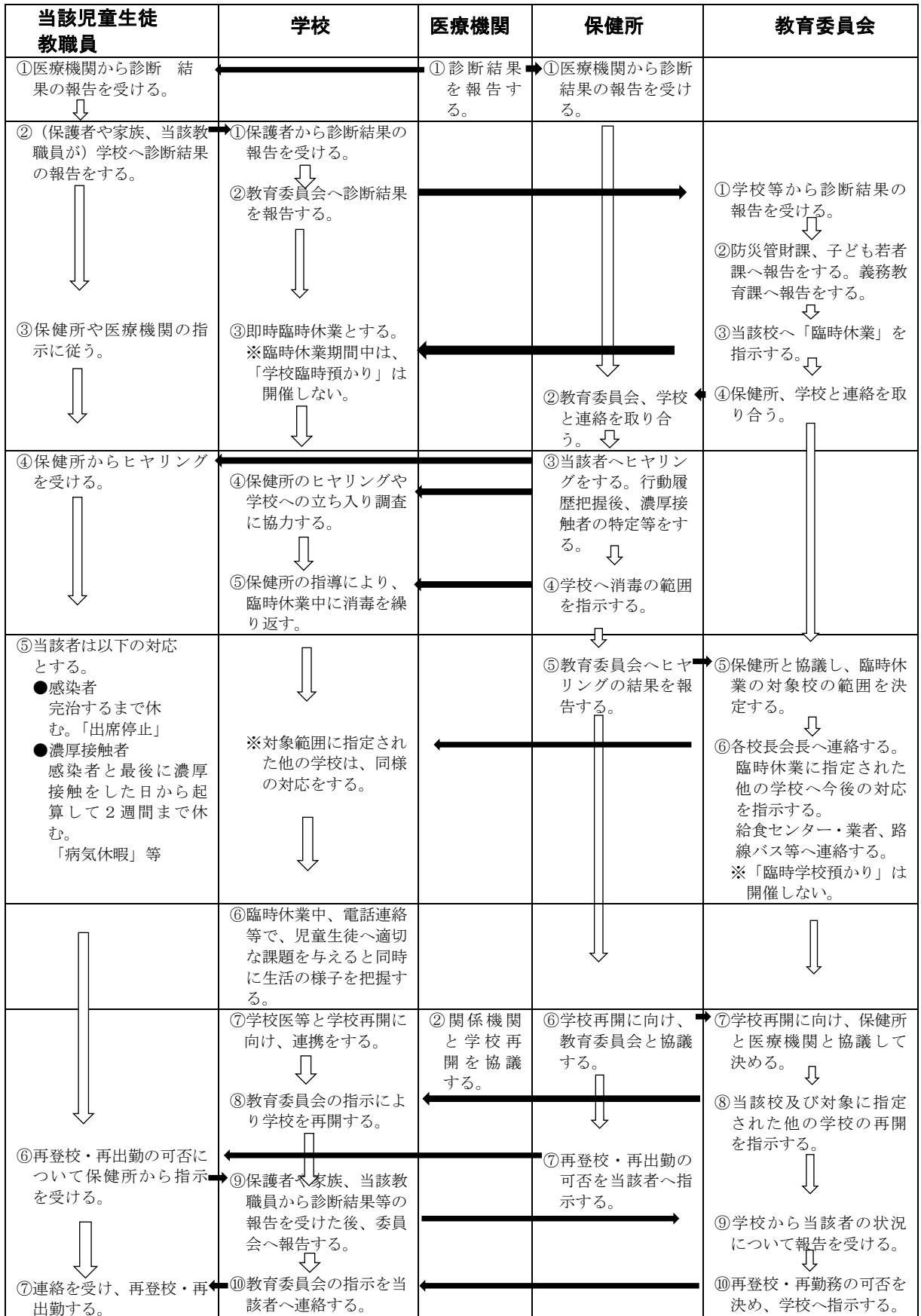
### ④ 保健所

- ア 医療機関から診断結果の報告を受ける。
- イ 教育委員会、学校と連絡を取り合う。
- ウ 当該者へヒヤリングをする。行動履歴把握後、濃厚接触者の特定等をする。
- エ 学校へ消毒の範囲を指示する。
- オ 教育委員会へヒヤリングの結果を報告する。
- カ 学校再開に向け、教育委員会と協議する。
- キ 再登校・再出勤の可否を当該者へ指示する。

### ⑤ 教育委員会

- ア 学校等から診断結果の報告を受ける。
- イ 防災管財課、子ども若者課へ報告をする。義務教育課へ報告をする。
- ウ 当該校へ「臨時休業」を指示する。
- エ 保健所、学校と連絡を取り合う。
- オ 保健所と協議し、臨時休業の対象校の範囲を決定する。
- カ 各校長会長へ連絡する。  
臨時休業に指定された他の学校へ今後の対応を指示する。  
給食センター・業者、路線バス等へ連絡する。  
※「臨時学校預かり」は開催しない。
- キ 学校再開に向け、保健所と医療機関と協議して決める。
- ク 当該校及び対象に指定された他の学校の再開を指示する。
- ケ 学校から当該者の状況について報告を受ける。
- コ 再登校・再勤務の可否を決め、学校へ指示する。

## (6) 各関係機関の動きのフロー図



## 4 感染予防対策に配慮した教育活動について (未学習内容の確実な実施を含む)

### (1) 教職員の同一実践

各校の実状に応じて、徹底すること、工夫することを共有し、全教職員で足並みをそろえて取り組みます。

### (2) 年間予定の見直し

#### ① 授業時数の確保

授業時数の確保については、以下のような例が考えられます。

佐渡市小学校長会・佐渡市中学校長会等と教育委員会とが意見交換を行い、方針を決めていきます。

#### 【授業時数確保の例】

- ・ 未学習内容，不足時数の考慮
- ・ 年間授業時数を再構成するために，どの教科で何時間が未学習かを確認
- ・ 夏季休業の短縮
- ・ 各種行事の精選や縮小
- ・ 未学習を実施する授業時数を確保するために教育活動全体を総合的に見直す など。

#### ② 各教科等の指導の工夫

感染予防策を考慮した各教科等の指導の工夫をお願いします。

#### 【指導の工夫例】

##### □ 体育・保健体育

- ・ 個人で行う種目を中心に行い、密接にならない団体種目も取り入れていく。保健学習も行う。

##### □ 音楽

- ・ 「身体接触」「密閉した空間での発声」「学級を越えてのかかわり」を伴う教育活動の実施時期，実施方法を検討する。  
例：換気を十分にして歌う。屋外で歌う。

##### □ 家庭科・技術・家庭科

- ・ 調理等の実習は、実施時期、実施方法を検討する。

##### □ その他

- ・ 児童生徒が密集して長時間活動するグループ学習はしない。
- ・ クラブ活動の開始時期を遅らせる など。

### (3) 校時表・時程の弾力的運用

多くの児童生徒が集まり、密集しないよう時間帯をスライドさせるなどの工夫をします。

休み時間は、児童生徒には、仲間と遊ぶ場と機会が必要です。

しかし、感染防止のためには、3つの条件が同時に重なる場を回避する必要があります。そのためには、感染防止と児童生徒の遊ぶ場の保障の両立をするために、各学校で実態に即して「徹底すること」と「工夫すること」を決めてください。

#### 【弾力的運用の例】

- ・ 学年ごとに時間差をつけた休み時間
- ・ 学年ごとに時間差をつけた下校時刻
- ・ 体調が整うまでの間の短縮授業を位置付けた早めの下校 など

### (4) 未学習内容の扱い

#### ① 一斉臨時休業に伴う学習の遅れについて

- ・ 一斉臨時休業に伴い、児童生徒が授業を十分に受けることができなかったことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、教育課程内で補充のための授業や教育課程に位置付けない補習を実施します。
- ・ 家庭学習を適切に課すこと等の必要な措置を講じるなど配慮します。特に、年度の学習内容について一斉臨時休業により未指導となった事項があるなどの場合には、必要な措置を講じるなど十分に配慮します。また、進学した児童生徒に対して措置を講じる必要性が高い場合については、当該児童生徒の学習状況を進学先の学校に伝えるとともに、実態に応じた必要な措置を講じるなどの対応を検討します。

#### ② 補充のための授業等を行う場合の留意点

補充のための授業等の必要な措置を講じる場合は、児童生徒の学習状況や教職員の勤務状況を十分に考慮することが求められます。

#### 【留意点】

- ・ 学期中に補充のための授業を実施するなど、年度の教育課程内で必要な措置を講じることのみを理由に、標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要は必ずしもないこと。

## (5) 行事等

内容・方法など、集団感染リスク増大の3条件成立を避ける工夫をします。

今後の状況を踏まえ、実施と延期の両方を想定し、準備を進めます。

### ① 修学旅行

#### 【実施する場合】

- ・ 準備及び配慮すべき事項について、旅行業者と綿密に打ち合わせながら準備する。
- ・ 出発までに児童生徒や保護者から十分な理解を得る。児童生徒や保護者の不安を減らすために、途中経過などを常に伝えていく。

#### 【中止する場合】

- ・ 中止にする現状を丁寧に説明し、児童生徒、保護者から十分な理解を得る。

### ② 運動会

#### 【実施する場合】

- ・ 状況に応じて柔軟に対応できる運動会にする。
- ・ 「3つの条件が同時に重なる場」を避けながら、各校の設定する目標を達成できるようにする。

#### 【中止する場合】

- ・ 中止にする現状を丁寧に説明し、児童生徒、保護者から十分な理解を得る。

#### 【工夫例】

- ・ 感染防止が十分に配慮された競技及び演技を選ぶ。
- ・ 接触を避け、個人の動きを中心とした運動とする。
- ・ ボールや用具等の貸し借りを避ける。
- ・ 開閉会式応援等は、感染拡大のリスクの低い活動になるようにする。

- ・ 保護者，地域の参観及び応援について，感染防止に十分配慮する。
- ・ 整列時や集合時及び応援席，観客席等，間隔を開け，密集を避ける。
- ・ 会話，応援をする場合も短時間で，間隔をとる。

### ③ 健康診断の実施

実施に当たっては、以下を留意します。

- ア 健康診断当日の児童生徒等及び健康診断に従事する教職員の健康状態を確認する。当日体調不良の場合は，後日実施する。
- イ できるだけ広い会場で実施する。
- ウ 検査会場は，ドアや窓を開け，換気を徹底する。
- エ 一度に多くの児童生徒等を検査会場に入れない。
- オ 待機中は，児童生徒同士の間隔を広く開けて，会話せず静かに待たせる。
- カ 健康診断をスムーズに実施するため，保健調査の結果や用具の準備を確実に行う。
- キ アルコール消毒を準備する。
- ク 児童生徒等には器材係をさせない。
- ケ 健診後，必要に応じて，手洗いをするよう指導する。

2学期以降に延期が決まった健康診断に関しては、後日、日程調整を行います。

### ④ 校外学習

実施の可否は、3条件に照らし合わせて各校で判断をします。  
発生のリスクが高い場合は実施を見合わせます。  
なお、バス等で移動の場合は、換気や座席などを配慮します。

### ⑤ 部活動

接触を避けた個人練習を中心とし、団体練習も取り入れてよいです。  
対外試合については、感染防止対策を講じた上で実施を認めます。  
ただし、国や県及び佐渡市の感染状況によっては、部活動の休止、対外試合の自粛、活動の制限等について要請することがあります。

活動前、活動時、活動後それぞれにおいて、次の点に留意して活動をさせます。

**【活動前】**

- ・ 手洗いの励行を行う。
- ・ 健康観察をする。  
(熱や咳，体のだるさがある場合は活動させない)

**【活動時】**

- ・ マスクを外し、プレー以外の密接に留意しながら行う。
- ・ こまめな換気(教室や音楽室で行う場合は特に注意)をする。
- ・ 個人で使用する用具，楽器などの貸し借りを避ける。
- ・ 整列時や集合時，間隔を開けて座るなど，密集を避ける。
- ・ 会話をする場合も短時間で，間隔をとる。
- ・ こまめな休憩をとる。
- ・ 練習中に体調を崩した生徒に対しては，保護者に連絡して帰宅させる。

**【活動後】**

- ・ 健康観察をする。
- ・ 活動後の手洗いを徹底する など。

**(6) 児童生徒の観察の強化**

ストレスや不安を抱えていたり生活リズムが乱れていたりする児童生徒がいます。以下に留意し、観察を強化します。

- ・ 新型コロナウイルス感染の影響により、不安や緊張から不適応や自死、非行等へのリスクが高まる可能性があること。
- ・ 生徒指導上、心配かつ気になる児童生徒への定期的な家庭連絡や情報の収集など、教職員の役割分担を適切に行い、チームで対応できる体制を確立しておくこと。
- ・ 家庭との連携を密にするとともに、各関係機関(警察や児童相談所、医療・福祉関係機関等)とのネットワークを活用し、児童生徒の心の揺れや危険因子を見逃すことなく、緊急事態にも迅速かつ適切な対応ができるよう、全教職員への連絡・協力体制等を再点検し、整備すること。
- ・ スクールカウンセラーなどを活用すること。

## (7) 感染者・濃厚接触者への偏見・差別に関する指導

### ① 児童生徒への指導

- ・ 感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者の家族に対する偏見や差別につながる行為は、断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような偏見や差別が生じないようにします。
- ・ 誰もが感染者、濃厚接触者になりうる状況であることから、隔離や治療を余儀なくされた人やその周辺の方々の困難や偏見や差別の対象となった人の苦しみに寄り添う指導が重要です。
- ・ 偏見や差別が原因によるいじめの発生を防ぐことを徹底してください。(咳をしている、マスクなし、欠席している等へのいわれのない中傷、ウイルス名を面白半分に使うなど)

### ② 外国にルーツをもつ児童生徒及び諸外国への配慮

- ・ テレビ、インターネット等による外国の情報を基にした差別的な発言、偏見、人権侵害にあたる行為は許されないことについて十分に留意させます。

### ③ 教職員の対応

- ・ 個人情報保護の観点から、児童生徒及び関係する感染者、濃厚接触者等の状況についての秘密を守ります。特に、文書の配付において情報漏洩につながる表記がないようにします。

## (8) 海外からの帰国や感染が拡大している都道府県からの転入児童生徒等への対応

海外から帰国した児童生徒等については、国の方針や指示による待機を経ていることを確認したうえで、健康状態に問題がなければ、通常どおり受入及び登校をさせます。感染が拡大している都道府県からの転入学や体験入学の申し出があった場合は、2週間の自宅等での待機またはPCR検査等の結果等を考慮したうえで、健康状態に問題がなければ、通常どおり受入及び登校をさせます。(対象となる都道府県は、申し出があった段階で、市教委が判断する)

※帰国した日の過去14日以内に「検疫強化対象地域」に当該地域が検疫強化対象国として追加された日以降の滞在歴がある児童生徒等又は帰国した日の過去14日以内に「入管法に基づく入国制限対象地域」に滞在歴のある児童生徒等



## (9) 家庭・地域への発信

家庭・地域の不安解消をするために、学校だよりやHP及び配信メールなどで積極的な発信をしていきます。

### 【発信内容の例】

- 共通した感染予防対策のお知らせ
  - ・ 手洗い、換気、咳エチケットの徹底 など
- 健康観察の視点
  - ・ 熱、咳、だるさ、息苦しきの症状に注意
  - ・ 症状がある場合の対応 など
- 学習の見通しの周知
  - ・ 未学習内容への具体的な対応
- 家庭・地域等への依頼
  - ・ P T Aや学校評議員等との情報連携や協力の要請 など

## 5 振り返り

「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」（文部科学省）における『チェックリスト』を参考にし、常に振り返りの機会を設けながら各校の取組の改善を行ってください。

### <チェックリスト>

- 児童生徒等及び教職員の毎朝の検温、風邪症状の有無等の確認を行う準備ができていますか？
  - 手洗いや咳エチケットの指導を行いましたか？
  - 学校医、学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整え、清掃などにより環境衛生を良好に保っていますか？
  - 抵抗力を高めることが重要であることの指導を行いましたか？
  - 3つの条件（換気の悪い密閉空間、人の密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場を避けるため、(1)換気の徹底、(2)近距離での会話や発声等の際にマスクの使用等を行うことを教職員の間で確認しましたか？
  - 一斉臨時休業に伴う学習の遅れに関する対応策について検討しましたか？
  - 各種教育活動の実施方法を工夫しましたか？
  - 通知で示した部活動の中止を徹底したり、実施した時は実施内容や方法を工夫した上で、感染防止のための対応を行ったりしましたか？
  - 学校給食の実施にあたり、感染防止のための工夫を行いましたか？
  - 放課後児童クラブや放課後等デイサービスのための教室等の活用について検討しましたか？
- 「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A」（文部科学省・令和2年4月23日）参照

## 6 新型コロナウイルス感染拡大対策等に関する連絡先

佐渡市教育委員会

番号	内 容	担当者	連絡先
1	○佐渡市全体との関連 ○マスコミ対応 等	学校教育課 課長 森 和人	①58-7351
2	○教職員の服務・勤務に関する内容 ○教職員の健康状況に関する内容 ○通知・ガイドライン等に関する内容 等	学校教育課 管理主事 福井 晴人	①58-7351
3	○学校行事等に関する内容 ○児童生徒の帳簿等に関する内容 ○学習指導等に関する内容 ○教職員の研修に関する内容 等	学校教育課 指導主事 小田 俊裕	①58-7351
4	○児童生徒の健康状況に関する内容 ○保健関係に必要物品等に関する内容 ○学校預かりの報告に関する内容 等	学校教育課 学校指導係長 引野 香織	①58-7351
5	○学校給食に関する内容 ○調理員の勤務に関する内容 等	学校教育課 学校給食係長 伊藤 由紀子	②58-7354
6	○スクールバス・路線バスに関する内容 等	学校教育課 学事係主任 鶴間 和宏	③58-7355
7	○庁務員・介助員・図書館事務職員等の佐渡市職員に関する内容 等	教育総務課 総務係長 飯田 誠	④58-7350
8	○学校開放に関する内容 ○ジュニアスポーツクラブの活動等に関する内容 等	社会教育課 社会教育係	⑤58-7356

## 7 参考・引用文献等

- 「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」(文部科学省・令和2年3月24日)
- 「新型コロナウイルス感染症のクラスター(集団)発生のリスクが高い日常生活における場面についての考え方」(令和2年3月9日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)
- 「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年3月19日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)
- 「積極的疫学調査実施要領について(周知)」(厚生労働省令和2年3月12日事務連絡)
- 30文科初第1797号平成31年3月29日付け文部科学省初等中等教育局長通知
- 「平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成31年度以降の教育課程の編成・実施について」(各都道府県・指定都市教育委員会教育長宛て)
- 新潟市立学校園学校園再開に向けたガイドライン(令和2年3月27日新潟市教育委員会)
- 教職員の新型コロナウイルスへの感染防止及び感染又は感染が疑われる場合における取扱いについて(令和2年4月16日新潟県教育長)
- 新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について(令和2年5月1日文部科学省)
- 学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について(令和2年5月21日スポーツ庁)
- 新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A(令和2年5月21日文部科学省)
- 新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン及び新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージについて(通知)(令和2年6月5日文部科学事務次官)
- 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(令和2年8月6日文部科学省)
- 小学校、中学校及び高等学校等にかかる感染事例等を踏まえて今後求められる対策等について(通知)(令和2年8月7日新潟県教育庁保健体育課長)
- 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(令和3年4月28日文部科学省)
- 学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について(令和3年8月27日文部科学省)
- 小学校及び中学校等における抗原簡易キット活用の手引き  
(令和3年8月26日文部科学省)

【別紙1】

佐 教 学 319 号  
令和3年6月21日

佐渡市立小・中学校長 様

佐渡市教育委員会  
教育長 新発田 靖

熱中症予防に係る登下校時のマスクの着用について（通知）

熱中症予防に係る登下校時のマスクの着用について、令和3年5月7日付教保108号県教育庁保健体育課通知「熱中症事故の防止について」及び文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式」（2021.4.28 Ver6）に基づき、下記のように定めます。

つきましては、教職員及び児童生徒への指導と、保護者への丁寧な説明をお願いいたします。

記

1 マスクの着用について

- ・原則マスクを着用しないで登下校する。着用しないことに不安を感じる場合は、保護者、児童の判断で着用してもよい。
- ・スクールバス利用者は、原則としてマスクを着用する。ただし、息苦しさ等感じた場合は、児童生徒の判断で外す等、自身の判断で適切に対応できるよう指導する。

2 留意点

- ・登下校時は、十分な身体的距離を確保する。向かい合って大きな声で話すようなことはしない。
- ・帽子や日よけの傘などをしたり、長く歩く場合は水分補給の休憩をとったりする。

3 期間

- ・7月～9月とする。
- ・今後の新型コロナウイルスの感染状況等によって変更することもある。

4 その他

- ・学校に着いたらマスクを着用する。必ずマスクを持って登校する。
- ・別紙保護者宛の文書を活用する等、保護者への説明をお願いします。

<担当>

佐渡市教育委員会 学校教育課  
管理主事 福井 晴人

TEL 0259-58-7351

FAX 0259-58-7352